

## 第13章 附則

### 第192条〔施行〕

本規程は、平成25年3月16日から施行する。

平成25年7月1日一部改定

平成26年3月15日一部改定

平成27年3月14日一部改定

平成27年4月29日一部改定（平成27年5月1日施行。ただし、第21条〔役員〕の改定規定は平成27年5月13日施行、第72条〔組織〕第7項の改定規定は平成28年4月12日に施行）

平成27年5月13日一部改定（ただし、第5条〔評議員の推薦〕第1項第2号乃至第4号および同条第3項乃至第5項の改定規定は平成28年6月1日に施行）

平成27年6月27日一部改定

平成27年10月14日一部改定

平成27年11月11日一部改定

平成28年2月10日一部改定（ただし、第26条〔役員の定年制〕の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行、第66条〔加盟料〕および第105条〔登録料〕の改定規定は平成28年3月1日施行）

平成28年3月9日一部改定（ただし、第21条〔役員〕第3項および第23条〔理事の職務〕第3項の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行）

平成28年4月12日一部改定（ただし、第41条の2〔幹部会の構成・権限〕および第41条の3〔幹部会の開催・定足数等〕の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行）

平成28年5月19日一部改定

平成28年6月7日一部改定

平成28年7月14日一部改定

平成28年8月24日一部改定

平成29年4月13日一部改定

平成29年7月18日一部改定

平成29年11月8日一部改定

平成29年12月25日一部改定（ただし、第165条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕、第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕第1項、第176条〔規律委員会等の答申の尊重〕、第177条〔理事会の決定の最終的拘束力および再審査請求〕、第178条〔権限の委任〕第3項および第187条〔答申の作成〕の改定規定は平成30年1月1日に施行）

平成30年3月7日一部改定（ただし、第3章乃至第6章の改定規定は平成30年4月1日に施行）

平成30年7月11日一部改定

平成30年9月5日一部改定

平成30年12月25日一部改定

平成31年2月13日一部改定

2019年6月6日一部改定

2019年9月18日一部改定

2019年11月14日一部改定

2020年3月4日一部改定

2020年4月21日一部改定

2020年9月10日一部改定

2020年11月12日一部改定

2021年4月14日一部改定

2021年9月25日一部改定

2022年7月14日一部改定

2022年11月16日一部改定

2023年8月9日一部改定

2024年3月13日一部改定（ただし、第63条第1項および第3項、第66条、第93条第4項および第5項、第102条第2項、第103条、第104条第2項、第105条第1項および第3項、第112条第3項、第117条乃至第120条ならびに第143条の改定規定は2024年4月1日に施行）

2024年4月10日一部改定

2025年2月6日一部改定

2025年3月13日一部改定（ただし、第48条〔専門委員会の設置〕、第57条の2〔常設委員会〕および第58条〔特別委員会〕第1項の改定規定は2025年9月の定時評議員会開催の日に施行）

2025年9月27日一部改定

2025年11月12日一部改定

2026年6月10日一部改定（ただし第20条及び第41条の改定規定は2026年6月の臨時評議員会開催の日に施行）

2026年9月9日一部改定